

(仮称) 米原風力発電事業に係る計画段階環境配慮書  
に対する岐阜県知事意見書

<総括的事項>

- 1 本事業は、事業実施想定区域を広く設定し、今後の調査の結果等を踏まえ、事業環境面、社会面及び経済面等の総合的な観点から風力発電機等の主要設備の配置、構造等を検討するとしており、配慮書段階における事業計画の熟度は低い。  
ついては、下記の個別事項に係る検討を踏まえ、風力発電機等の主要設備の配置や構造等について可能な限り具体化すること。また、その検討経緯についても、環境影響評価方法書に記載すること。
- 2 事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類の生息が確認され、希少コウモリ類が生息している可能性もあり、施設の稼働に伴う鳥類やコウモリ類への重大な影響が懸念される。また、近隣には住居が存在し、住民への騒音・超低周波音の影響が懸念されるほか、集中豪雨時に土砂災害を起こしやすい地質が分布している可能性がある。  
ついては、下記の個別的事項による検討を踏まえ、これら項目に対する重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、本事業の対象事業実施区域の変更や風力発電機の基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。
- 3 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電施設の設置計画に係る環境影響評価手続きが進められており、近接して2つの風力発電施設が立地することによる累積的な環境影響が懸念される。  
ついては、累積的な環境影響の調査、予測及び評価を適切に行うことができるよう当該事業者との情報交換等に努めること。
- 4 引用資料について、作成時期が古いものがあるため、最新の資料を基に情報を収集すること。
- 5 事業計画や周辺環境への影響等について、適切な機会をとらえて地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。

<個別的事項>

【騒音・超低周波音】

- 6 事業実施想定区域の周辺には、住居や特別養護老人ホーム（以下「住居等」という。）が存在していることから、住居等からの離隔距離の確保、低騒音型設備の選定等により、施設の工事及び稼働に伴う騒音・超低周波音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。
- 7 騒音・超低周波音の調査、予測及び評価にあたっては、環境省が平成29年5月に策定した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」その他最新の知見に基づき行うこと。

## 【水環境】

- 8 森林伐開等の土地改変による濁水の発生が懸念されるため、側溝や沈砂池の設置等により水環境への影響を回避又は極力低減すること。

## 【地形・地盤】

- 9 事業実施想定区域には、集中豪雨時に土砂災害を起こしやすい地質が分布している可能性があるため、必要に応じて現地調査を実施し、事業実施想定区域内の地質状況を的確に把握したうえで、風力発電機等の主要設備の配置や構造等を検討すること。

## 【動物】

- 10 事業実施想定区域及びその周辺は、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ、ハチクマ、ノスリ等の主要な渡りの経路となっており、ユビナガコウモリ、オヒキコウモリ等の希少コウモリ類が生息している可能性がある。そのため、施設の稼働による鳥類やコウモリ類の衝突事故（バードストライク、バットストライク）や移動経路の阻害などの重大な影響が懸念される。

配慮書では、鳥類やコウモリ類への重大な影響について、風力発電機の基数や位置、改変区域の見直し等を検討することにより回避又は低減すると評価しているが、その根拠が具体的に示されていない。

については、専門家等の意見を踏まえ、鳥類やコウモリ類への重大な影響について客観的かつ科学的に検討し、その影響を回避又は極力低減すること。また、その検討経緯についても、環境影響評価方法書に記載すること。

- 11 現地調査にあたっては、専門家等の意見を踏まえ鳥類及びコウモリ類の繁殖に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- 12 鳥類やコウモリ類の調査、予測及び評価にあたっては、風力発電機への衝突や生息地の喪失、破壊などの直接的な影響だけでなく、生息妨害による生息地の放棄などの間接的な影響についても対象とすること。

## 【生態系】

- 13 生態系の調査、予測及び評価にあたっては、専門家等の意見を踏まえ事業実施想定区域及びその周辺における生態系の上位性、典型性及び特殊性の視点から注目種を適切に選定するとともに、注目種の生態、他の生物種との相互関係及び生息・生育環境を調査し、注目種への影響について予測及び評価を行うこと。

## 【景観】

- 14 風力発電機の色と鳥類の衝突に関する最新の知見を収集したうえで、周辺地域の景観への調和について検討すること。